

◎新潟県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、県央圏域広域都市計画マスタープランの案を縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。県央圏域には、三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町が含まれる。

2 案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成29年1月13日

至 平成29年1月27日

(2) 場所

ア 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0256-36-2308

イ 三条市旭町2丁目3番1号（〒955-8686）

三条市建設部建設課

電話 0256-34-5714

ウ 加茂市幸町2丁目3番5号（〒959-1392）

加茂市都市計画課

電話 0256-52-0080

エ 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）

燕市都市整備部都市計画課

電話 0256-77-8263

オ 弥彦村大字矢作402番地（〒959-0392）

弥彦村建設企業課

電話 0256-94-1022

カ 田上町大字原ヶ崎新田3070番地（〒959-1503）

田上町地域整備課

電話 0256-57-6223

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日（金）（必着のこと。）

6 その他

広域都市計画マスタープランのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。